

一人親方労災保険特別加入にあたって

長崎SR建設業労災センター

貴殿の労災保険特別加入手続きをするにあたり、以下の各項目について確認させていただきます。

- 一人親方の労災保険特別加入制度は、法令上、一人親方等の団体の構成員となる必要があります。長崎SR建設業労災センター（以下、「当センター」という。）へ入会し、その組合員となっていただくこととなりますので、当センターの会則及び災害防止規定を守り、安全に留意して作業を行っていただきますようお願いいたします。
- 一人親方とは、従業員を雇わず自営業を営む方を言います。（但し、従業員の雇用が年間100日未満の場合は除きます。）また、家族従事者も加入することができます。
- 労働者性が認められる場合、一人親方としての特別加入はできません。（※別添チェックシートのQ3, Q4, Q6, Q13が左に☑のある方は加入できません。）
- 当センターで加入できるのは、長崎県・佐賀県・福岡県・熊本県に住民票の住所がある方に限られます。
- 当センターを通じて加入できるのは建設業を営む一人親方に限ります。建設以外の事業（例：造船業）は加入できません。（※建設業と他の事業、両方営む方は加入できます。但し補償されるのは建設業における業務上又は通勤時の災害のみとなります。）
- 加入時にお申し出いただいた内容に事実と相違する事項がある場合、労災保険による補償がされない場合がありますのでご注意ください。（※各種補償の支給決定は国が行います。）
- 加入日は届出書類が全て揃い、労災保険料と組合員会費を納入された後に当センターで審査を行います。審査後、当センターから労働基準監督署へ申請を行った日の翌日からの加入となります。申請が終わりましたら申請書の控えの写しをもって郵送でご連絡します。
- カードタイプの特別加入証は、国から当センターへ承認通知書が到着してから発行します。なお、有効期限が3月末までです。
- 加入後に氏名、住所、連絡先に変更があった場合は当センターへご連絡ください。（電話番号：095-807-4299）
- 万一、業務中にケガや入院をされた場合は当センターへご連絡ください。各種給付の申請書をお届けの住所へ郵送いたします。なお、法律上、当センターでは給付申請の代行はできないことになっておりますので、ご自分で手続きをお願いいたします。（※有償で社会保険労務士へ業務委託することも可能です。）

- 業務上のケガや病気により医療機関を受診される場合は労災保険からの補償を受けることとなります。他の公的な医療保険（例：国民健康保険）は使えません。詳しい補償内容等は、お渡ししています「特別加入のしおり（厚生労働省）」を必ずご確認ください。
- 年度の途中で脱会することはできますが、加入時に納入された組合員会費は返還しません。（労災保険料は年度末までの残りの月数分、返還します。）
- 年度の途中で退会された方が再度、同年度内に入会される場合は、再加入の都度、手数料5,000円を申し受けます。その際、組合員会費は既に納入いただいたものを充当します。
- 労災保険は年度毎に手続きが必要です。次年度の更新（継続加入される又は脱会される）につきましては、2月中旬頃に郵便でご案内しますので、必ず内容を確認され回答をいただきますようお願いいたします。期限までに回答及び労災保険料と組合員会費の入金が無い場合は自動的に脱会となります。
- 加入申込書には日中連絡がつく電話番号をご記入ください。当センターからの電話連絡にはご対応をお願いします。その際、業務中などの理由で電話に出れない場合でも必ず当センターの業務時間中に折り返しの連絡をお願いします。（月曜から金曜の9：00～17：00。祝日・盆休み・年末年始は除く）

以下、加入時健康診断が必要な方のみ-----

- 加入時健康診断はこれまで特定業務に一定期間以上従事されている方が対象です。受診されるまでは国から特別加入の承認がありません。必ず定められた期間内に受診してください。

誓約書

長崎SR建設業労災センター
会長 中島 政博 殿

私は、上記記載事項について説明を受け、十分理解いたしました。
貴センターが定める事項について遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

本人署名又は記名押印： _____